

第 86 回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

- 1 日 時 令和 4 年（2022 年） 8 月 18 日（木） 午後 2 時～午後 3 時 55 分まで
- 2 場 所 小田原市役所 6 階 603 会議室
- 3 出 席 者
 - (1) 会 長 小室 充孝
 - (2) 委 員 成本 喜代子、関野 次男、前田 江美、石塚 勝巳、須藤 智
瀬戸 一春
※欠 席 本田 耕一
 - (3) 事務局 小川総務課長、石塚副課長、古澤主任
 - (4) 説明員 (障がい福祉課) 山口主任、委託事業者石黒担当
- 4 資 料 別紙のとおり
- 5 会議の概要
 - (1) 開 会
 - (2) 議 事
 - (3) そ の 他
 - (4) 閉 会

要旨は次の<諮問審議>のとおり

<諮問審議>

会 長

それでは、議題に入ります。

議題（１）前回会議の会議録の確認をします。事前に送付しました会議録内容に修正等がある委員は、発言願います。

各委員

（意見なし）

会 長

よろしいでしょうか。それでは、前回の会議録は、原案のとおり確定します。

次に、議題（２）諮問事項ア、障がい福祉課所管の「障がい者相談支援事業」を審議します。諮問内容の説明を求めます。事務局は、所管課の説明員を入れてください。

<障がい福祉課説明員入室 山口主任が諮問資料に基づき説明>

会 長

それでは、委員の皆様からご質問ございますか。

委 員

①番と②番のシステムがあるのですけれど、①番の方は今後のデータを格納するシステムで②番が過去のデータ、現在使っているデータを格納するシステムという理解でよいですか。

説明員

基本的にはそういった流れになります。ただ、障がいのある方々から相談を受けることに関しては、新しく相談を受けたものについては①の方のシステム、過去に相談を今受けたものは②の方でバックアップという流れです。あとは相談以外の内容で、どうしても会議ですとか、そういったクローバーとして相談以外の業務に関わる部分がありますので、その部分については相談業務ではないので、相談支援システムの方を使うことができません。そういった部分につきましては、個人情報が含まれないような会議もあるのですが、同じ様にバックアップということで②番の方で保管をしていくという仕組みを考えています。

委 員

ということは、最終的には色々な使われ方はあるとは思いますが、②の方は少なくなっていく、またはなくなっていくというものなのでしょうか。

説明員 そうですね。基本的には、もう新しいシステムを導入して年数が経っていけば、その情報は古くなって、相談も年数が経っていくと状況が変わってくるので、過去の情報が意味のない状態になってくることもあり得ます。基本的には、その活用性というのはなくなっていくのかなというところになります。

委 員 個人的には、①番のところに全部入れ込んだ方が管理はし易いのだろうと思うのですが、状況は分かりました。

委 員 今の質問の続きというか、確認になりますが、昔のデータは宝安寺さんの方で出てくるといふことなのですけれど、そのデータは、どこかで年数が経ったらもういらなくなるという理解になるのですか。

説明員 古いデータだからといって、ある一定の時間の経過をもってデータを消去するということは基本的にはありません。なので、ずっと保存されているということにはなりません。ただ、その情報を何らかで活用するかというと、恐らく活用されないままずっと保存されているという状態にはなってしまうとは思いますが。

委 員 基本的なことですが、その委託先のクローバーという組織はどういうものなのか。

説明員 4法人に委託する事業というのが、結構珍しいのでイメージがしづらいとは思いますが、この相談支援事業を4法人に同じ内容で依頼をしているというものです。この4法人というのが、例えば身体の障がいとか、心の病気の障がい、生まれつきの知的障がい、あとは児童の障がいといった形でそれぞれの担当分野が異なっておりまして、その各々の知恵を生かした相談を受ける形でやっていました。クローバーという名称も四つ葉のクローバーからきていまして、この4つの法人さんが一体となって1枚の葉っぱになっています。

 まず同じ場所で相談を受けて、その内容に応じて、それぞれの良いところを生かして進めていくという仕組みで、総合医療福祉会館でやっております。ですので、イメージとしましては、4法人の職員さんが総合福祉会館の事務所内におりまして、電話対応ですとか、直接来た方の相談を受けています。その4法人集まっている場所の事務所に

つきましては、クローバーという看板を掲げて、相談の対処をしているという運営の仕方をしています。

委員 委託契約先というのは、一般的には法人と契約しています。このクローバーというのは、組合とかそういうものですか。

説明員 市と各法人さんの方で契約させていただいています。

委員 では契約は4本ですか。

説明員 はい。

委員 1人の相談者の方が、4つの法人のうち2つにまたがって相談するとか、そういうこともあり得ますよね。

説明員 基本的な対応としては、1人の相談者に誰かが担当という形で就くことが多いです。ただ、それぞれの法人の出身というのですか、例えば、曾我病院のスタッフは精神疾患のある方に対して非常に強いですし、永耕会さんだと知的障がいの方に強いです。こういった出身ごとの強みがありますので、私は宝安寺出身なのですが、例えば私がある精神疾患の方のご相談を受けたとしたら、曾我病院のスタッフの方にサポートとして一緒に就いてもらうようなことは現実にはあり得る話です。

委員 個人情報の収集の際に、事前に相手方に対して承諾を取っていただけると思うのですが、そういうのは法人ごとにするのかクローバーとして取るのでしょうか。

説明員 各法人でとるとなると4つ書いてくださいという話になってしまうので、そこはクローバーとしてお願いをしています。

委員 単純な疑問ですが、4法人の内の社会法人宝安寺さんがこれまでのデータを蓄積されていて、それをこの後も持っているということで、あとの3つの法人さんのこれまでのデータはどうしているのですか。

説明員 サーバーの中には、過去のデータがそのまま入っているのです。そのバックアップ、つまりコピーを宝安寺の中に入れようとしているので、同じものが2か所にあるというイメージでよいと思います。それで、ここのサーバーは4法人全てがアクセスできます。なので、過去のデータもとれます。もし、こちらが壊れてしまった場合、ここのデータがなくなってしまうのでバックアップを取っているところから戻すことができるというお話です。

会 長 先ほど市立病院の前にある所に皆さんが集まってみたいなお話をおっしゃっていましたが、そこにはこの端末というのは今も置いてあるのですか。

説明員 はい。総合医療福祉会館は複合施設になりまして、1階に社会福祉協議会さんが入っていたり、上の階には医師会さんが入っていたりとか、看護専門学校さんが入っていたりします。1階が社会福祉協議会とクローバー、あと市につくしんぼ教室という児童の教室があるのですけれど、その3つが入っています。

会 長 スペースは誰が借りているのですか。クローバーが借りているのですか。

説明員 あの建物自体が小田原市の福祉政策課が所管する建物になっていまして、その1室を障がい福祉課のこの事業のスペースとしています。

会 長 では、そこで使われる端末機も障がい福祉課の端末機なのですか。

説明員 そうではなくて、受託している4法人さんの端末をそこに置いて使っています。

会 長 今度導入するやつを見る端末機かパソコンのハードは誰のものなのですか。

説明員 受託している4法人の端末になります。

会 長 そこで4法人が1つの端末を使うのですか。

説明員 イメージとしては席が4つあって、2人ずつ向かい合うように仕事をしまして、各々の机に1台ずつパソコンがあって合計4台あります。

会 長 それで、そのパソコンが4法人のパソコンなのですか。

説明員 そうです。

会 長 市の方のパソコンではないのですね。

説明員 市のものではないです。

会 長 そうすると、市がその情報をアクセスする時にはどうするのですか。

説明員 市はアクセス出来ません。

会 長 市はアクセス出来ないのですか。そうすると、その情報は市の情報なのですか。

説明員 委託業務なので、最終的な実施責任は、障がい福祉課の方にはなってくる形になります。基本的には管理や運用というのは受託法人の方で行ってまいります。

会 長 完全に丸投げみたいなものは今まであまり審議したことが多分なくて、基本的には市の情報があって、そのデータが入っているサーバーを外部に置くという感じの諮問がほとんどだったのです。それで、元々のデータそのものが市のもの、市のデータベースみたいなものではないのですよね。

説明員 はい。

会 長 市の方で委託先がどういう情報を扱ってどう管理しているのかというのは、普通であればデータベースにアクセスしたりして確認するのだと思うのですが、内容がどのようなものでどういう風に管理されているかというのは、市は見られないのですか。

説明員 市のパソコンから直接見ることは出来ません。

委員 そうなるとですね、2つのサーバーの実質的な管理者というのは誰になるのですか。
例えば、バックアップサーバーは1日1回バックアップを取ると言われていますけれど、それがちゃんと行われているとか、行われなかった時にどうリカバリするかとかという担当者がいらっしゃると思うのです。クローバー自身が法人会社ではないとすると、4法人の誰かがそれを担当するということになるのですか。

説明員 今のところ宝安寺社会事業部が、4法人を代表して、それをやりましょうというお話で進めております。これは何故かという、4つの法人が同格で寄り集まって話をしていますので、どこかやりますというお話をしないと、話がまとまらないというか、どこがやるのですかという形になってしまいます。それで、宝安寺社会事業部が引き受ける形になりました。

会長 このクラウドサービス事業者のサーバーを借りているのは誰になるのですか。

説明員 宝安寺社会事業部です。

会長 クラウドサービス事業者と契約するのは誰ですか。

説明員 宝安寺社会事業部です。

会長 市は何も契約しないのですか。

説明員 市は、何も契約はしません。

会長 ただ実質的には委託事業とはいっても、委託というのは、本当はコントロールしないといけないと思うのですが、自主的に障がい者のサービスをしている事業者さんが行っていることになっていますね。金銭的な援助もないのですか。

説明員 そこは委託料を払っています。

会 長 委託料で出すのですか。

説明員 4法人に対して委託料を出しております。さらに宝安寺社会事業部さんには、取りまとめ法人ということで、パソコン関係や日々の単純なコピー代であったり、そういった事務費を出しております、そちらの中でこういったシステムを含めた事務機器の運用をしていただいています。

会 長 委託の形というだけで、補助事業という訳でもないのですよね。

説明員 はい。

会 長 市は何かコントロールするのですか。

説明員 市の方としましては、委託事業なので月に1回という形で業務状況の確認であったり、どういった相談を受けていて、どのような対応をしているかといったところの確認を、定期的な会議をもって状況の把握をしています。当然ながら、年に1回の契約というのも毎年行っていますし、業務の状況についても月ごとの事業実績報告であったり、年間の事業報告といったところで市にご報告をいただいています。

会 長 委託事業というのは、普通は元々市にあった情報を委託先に提供して、それを使って事業を行ってもらおうというパターンがほとんどなのでしょうが、元々市に何もないところで委託をして、受託先がいろいろ収集した情報が今のところ蓄積されていて、それを管理するために受託先がクラウドサービスを利用するという感じなのですか。

説明員 はい。

事務局 補足ですが、障がい者相談支援事業というのは、平成26年ぐらいから、この4法人に全部お願いしている状態です。

会 長 それまでは、もともと市がやっていたのですか。

説明員　　もともと市がやっていた訳ではないです。法律で市町村が必ず行う事業ということで、必須事業として、この障がい者相談支援事業というのが位置づけられています。市町村によっては、直営で市や町役場等が行っているということがあります。ただ、実際のところは多くの自治体が、これを専門の障がい福祉の知識がある相談員さんがいらっしゃる場所に委託をして運用しているというのが、実際の現状になっています。

事務局　　なので、本当にもう完全に委託しているということです。この相談支援事業というのは、市の職員がほとんど絡まないというか、専門の業者に丸々委託しているというような形です。市は契約書上の管理をしているというだけの事業になります。

会　長　　そうすると、委託先がオンライン結合に準じるようなことをやっているのですか。

事務局　　小田原市の委託事業なので、形的にはそうですね。委託先が情報をインターネットで外に出したい、クラウドサービスを使いたいので諮問する形になりますけれども、形式的には委託事業で小田原市のものです。

会　長　　何か問題が起きた時に、まず誰の情報であるか、誰が取得して誰が管理している情報なのかといった時に、これは小田原市のですということではよいのか分かりません。これは委託先の4法人がそれぞれ集めた情報で、4法人の情報ですという話なのでしょうか。

説明員　　4法人の情報になると思います。

事務局　　すみません、そこは基本的には小田原市の情報です。

会　長　　小田原市の情報なのですね。

事務局　　はい。もし、それで事業者が漏らしたとしても、それは小田原市の情報を委託した事業者が漏らしたという話になります。

会 長 障がい福祉課の個人情報の取扱いのリストの中に、この情報も入っているのですか。委託事業で扱っている個人情報について、障がい福祉課で取り扱っている個人情報のリストの中には入っているのですか。

事務局 個人情報取扱事務登録簿のことですね。

会 長 はい。やること自体は、ごく普通のことだと思うので、ご説明もよく分かります。ただ、形式的なところだけこの後審議するのに確認したかったのです。

説明員 そのリストに入っているかは、ここでは確実に分からないので確認をさせていただければと思います。

会 長 他にいかがでしょうか。
よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席いただいて結構です。ただ今の件は、戻って確認して教えてもらうことはできますか。

事務局 そうですね。それでは一緒に行って調べてきます。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では審議に入ります。諮問事項アについて、ご意見いかがでしょうか。

委 員 会長がおっしゃっていたことが、やはり引っかかりました。市が全然把握してないことがどうなのかなというのがありますね。

会 長 事業の性質上、仕方がないのだとは思うのですけどね。
だけど、市が少なくとも見られるようになっている必要というのはあるような気がします。

事務局 定期的な報告は受けているという話ですけれども、実際の情報というと市の職員が直接見られる状態にはなっていません。言い方が悪いですが、丸投げで相談業務はそこに

お願いしているという形になっております。

会 長 仕方がないとは思いますが。障がい者ではなくて、高齢者の事業も委託していますよね。そちらだって同じ様な話なのだと思います。

委 員 何かあった時に、責任を取らなくてはいけない部の方が多分凄く苦勞することになるのではないかなという気がしますけれど。

委 員 それに加えて、おそらく現在何も管理されていなくて、多分どのような情報を集めているかも日々変わって行って、その情報が洩れたとしても、こういう審議会では承認されていましてという結論が残る訳ではないですか。

委 員 監査をした場合、報告書があるのですよね。

事務局 そうですね。いわゆる一般的な業務報告のものと思いますが。

委 員 そもそも先ほど、小田原市のデータではないという意見が少しあったではないですか。それであると、この審議会で審議する内容ではないと思われましてけれどもね。

委 員 高齢者の委託の場合を私はよく知っているのですが、あれは今みたいな話ではなく、あくまでも市が中心になって行っていると記憶しています。この件は市が中心ではないですからね。

委 員 お金出して、契約もシステム契約も全部、一括契約の中で出して、後はこちらで勝手に分けてという話ですよね。さすがに、これは少し一般企業だとまずいと思います。

会 長 何かあれば責任は負うんでしょうけれど、そのために市は何をやっていますかと問われた時に、こうやっていますという説明ができればよいのだと思いますけれど。

委 員 対処する場合に、この委託先の方が専門家なので行い易いということなのですよね。

事務局 この事業についてはそうです。

会 長 市が契約してやっているシステムを、委託先に使ってくださいならよいような気がしますけれど。

委 員 そちらが一般的ですね。

委 員 市のデータであれば、少なくとも契約先は市にしないとおかしいですね。

会 長 他の自治体だって、きつとこういうのを使っているのですよね。

事務局 そうですね。こちらのミラクルQというのも、埼玉県の協会が出してきた話だそうです。

会 長 だから、そこも自治体が借りて、それを使ってくれとやっているのではなくて、受託先に自分が契約してやっているというのならよいのですが。

事務局 今の話を整理すると受託のものは委託事業ですね。障がい者相談支援事業の委託はまずは契約を市と4法人が結んでいます。

会 長 そこできつと個人情報の取扱いに気をつけるよう書いてある訳ですよね。

事務局 そうですね。次に今度やりたいのが10月1日から予定している、その受託事業の人達がクラウドサービスでこのシステムを使いたいという話になります。

委 員 オンライン結合に該当しない諮問というのが、どの程度まで広げて諮問されるのかがよくわからないので、その整理はどうなのでしょうかね。

事務局 いつもは単純に小田原市で持っている情報を外に出しますということで諮問しているのが大体なのですが、今回は完全に丸々委託事業者をお願いしています。その事業者以外をインターネットで結んでクラウドサービスを使いたいというものになりますの

で、そのこのところをどう判断するのかというところになります。形的には小田原市が委託しているということなのです。あとはそのクラウドサービス会社と宝安寺が、委託契約を結ぶということだったので、そこはどうかというところですよ。

委員 今おっしゃられたように一般の仕事は、始めは小田原市がやっていて、それでその後に委託していた。今回のビジネス先が多分恐らく先に立ち上がっていたんですね。それで、小田原市が管理しないデータが発生して、ゆくゆく見たら個人情報だったと。それを、今回のサーバーに載っけたいという部分で、多分その扱いというのが今まで明確ではなかったような気がするのですが。そういった事業はきっと他にもあるんですよね。それともないのでしょうか。

事務局 多分個人情報自体は把握しないのですけれど、こういう個人情報を使うというのは相談業務なので、市の障がい福祉課は把握していたと思うのです。でも、一応相談事業を行っているので、そこに相談事業で蓄積される個人情報が、その4法人クローバーにあるというのは把握していると思います。それを有効に整理したいのでクローバーさんとクラウドサービスを使うというところですよ。

会長 小田原市は違いますけれど、病院の事業なんかをもう丸々委託することもきっとありますよね。

事務局 はい、民間委託はあります。

会長 そうすると日々、色々な個人情報を委託先が集めて管理していくようになるのでしょうけれど、その病院でどういうシステムを使うかは、受託先が考えて受託先が1番よいと思う事業者を選定してハードも自分で買って、自分で色々な契約をしてやるのだと思うのです。それで、事務の委託費みたいな形でお金を回すのだと思います。その時にそういう委託で事業を行っていて、そのこの情報というのを市の情報かと言われてしまうと、扱う量とか、規模が違うのでしょうか。

委員 多分最初会長がおっしゃっていた、この情報は誰の情報なのかですね。小田原市の情報で、でも収集とかは外部が行っていて、その外部が先のクラウドであったり、第三者

継承という形になると思うのですけれど、その情報自体も小田原市のものではないとおっしゃっていたので、そこもたてつけはよくわかりません。

会 長 それこそ、今度色々な市の個人情報が一元化されるんでしょう、その情報開示についてや、訂正の申し立て等がきたら、市が行うのですか。

事務局 市の委託事業なので市が行います。

会 長 では、市の情報ということになりますよね。

事務局 形式的にはそうです。

会 長 市が管理している情報になるわけですね。

事務局 はい、委託事業なので、そこで管理しているものは市が保有して管理すべき情報です。

会 長 今度、個人情報保護法でコントロールされてしまう訳ですよ。そうすると、なんだかよく分からなくなります。それこそ、今度の3月までの話なのでしょうけれど。

委 員 監査みたいな感じで、やはりこのデータが今この事業者がどう扱っているか把握する方法があったらと思います。例えば、このデータがここに実は流れ、こちらのサーバーに流れて、ここに留まっていると思ったらこちらの方に流れているというのが分かる方がちゃんと監査しに行くとか。

会 長 正にエクセルで管理されていたというから、エクセルをコピーして各事業者のパソコンに入っていると、そのようなことはしていないと思いますが、エクセルだからアクセスできる人の制限なので、それが難しいか分かりませんが。なんらかのシステムなら、暗証番号を入れないと駄目というのがあるのでしょうか。

委 員 とりあえず、先ほどの方が、中でサーバーを今たてていると言われてたので、エクセルのファイル自身はサーバーにあるんですよ。

事務局 そうですね。この障がい者相談支援事業サーバーというのが元々あったサーバーのようです。

会 長 そのサーバーの中に入っているエクセルデータを色々な端末で見ているということなのですか。

委 員 恐らくLANで繋いでそうしているのでしょうか。

事務局 その中の4つの端末、4人の端末でサーバーを1個作って、そこでアクセスしていくようです。

会 長 エクセルじゃ、いくらでも何かできてしまうような気がしますかね。

委 員 4人でやれば同時に開いて同時に更新をするのは、そんなに難しくないかもしれませんが。あまり人数が多いと難しいですけど。

会 長 データのコピーみたいなのが、出来ないものなんですか。ちょっと分からないですけど、エクセルのデータを勝手にコピー出来てしまう気がしないでもないのですが。

事務局 どこまで、制限をかけているのかは分かりません。通常は庁内の端末から外に持ち出すようなコピーはできません。

会 長 閲覧みたいなことができない訳ですか。

事務局 外に持ち出すということはできません。この庁内の中のサーバー、パソコンの中でコピーを増やすことはできるのですが、外に持ち出すということはできません。

会 長 外には出せないのですね。

事務局 はい。簡単にUSBを差してエクセルデータをそのUSBに移すという機能は、もう

制限されています。

<所管課説明員再入室>

説明員

すみません、お待たせいたしました。

個人情報取扱事務登録簿のリストの方に載っているかどうかを調べさせていただいたのですが、やはり市が直接行っている事務ではないというところで、こちらのリストに記載はないという状況です。あとは、委託事業のそもそもの考え方として、実施責任ということで、例えばその個人情報の漏洩があった場合の責任は市に及んでくるというのが、そもそものルールです。その中で実際に委託先の事務の部分というのがここに載ってくるのかどうかということで、当時としてはとりあえずリストに入れない扱いにしていたのかなというところではあります。

会 長

はい、分かりました。ありがとうございます。

<所管課説明員退出>

会 長

その取扱事務のリストに新たに載せるというのはどうなんですか。市が扱っている取り組みの中ということで。

事務局

基本的には委託事業なので、本来はここに載せないといけないものです。

会 長

載せてよいかどうか、私はなんとも言えないですが。

事務局

ただ、小田原市としての委託事業で、小田原市が管理すべき個人情報なので、それを単に委託契約を結んでAという会社に行ってもらっているということで考えれば、その個人情報は小田原市が管理するものです。

委 員

小田原市個人情報保護条例の第2条の（3）で保有個人情報の定義がありますね。そこに『実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう』という

規定になっています。本件は実施機関の職員が作成した個人情報なのかという問題と、実施機関の職員が保有しているのかという部分でこう考えてよいのでしょうか。委託事業かもしれないですが。

会 長 委託事業でも何かしら市がアクセスできれば所管に入ってくるのでしょうか、今取得もしていないという状況なのかもしれないですよ。

委 員 登録簿にないというのは、そういう制限が関係しているという風に考えたのですが。

会 長 受託している個人情報を市が把握していないということもあるのですか。

委 員 委託事業って委託者が主体的に行うのではないかとは思いますが、枠組みは市の方で投げるにしても、それを事業にしてそれでその成果だけ市に報告するとか。

会 長 そこで個人情報を集めた時に、その個人情報というのは市に戻しますよね。

委 員 契約上、市に提供するのだったら市になるべく戻すようになっていなければ、委託先の中で完結してしまって、市が直接関係しないところも考えられるかと思います。

会 長 市がその端末にアクセスできるようになっていた方がよいような気はしますが、そうすると、市が全部借りる方がよいような気はしますね。

事務局 形式的に職員がどうということは書いてありますが、委託業務なので委託職員が扱っているものも、保有個人情報という体で考えてよいとは思っています。

委 員 それは何を根拠にしているのでしょうか。委託の方の情報か何かでそういう風に考えるということですよ。

会 長 多分、委託事業を通じてやはり市が取得しているという体にしなないといけないのかもしれないですね。

委員 　それが委託契約書の中でどういう風になっているかですね。

委員 　委託事業自体が、障がいとか、そういったことで専門的知識のある方が行った方が分かりやすいということで、お医者さんがやっているような感で、市の方がちょっとはさみずらいとか、そういったことがあるかもしれませんね。

会長 　開示請求が来た時に対応はできるのでしょうか、情報をその時貰うのでしょうかね。

委員 　ないということは、保有していないという回答しかないですよ。

事務局 　例えば、Aさんがそのクローバーに行ってこういう相談をしました。それを見せてもらうよう開示請求をかけるとしたら小田原市が受けます。

会長 　小田原市になるのですか。

事務局 　委託事業は小田原市がやっていることなので、小田原市が受けます。

委員 　委託事業者に請求してくれということではないのですね。

事務局 　はい。

委員 　収集の段階で、これは小田原市に提供する情報ですと利用者に伝えて了解を取っているということですか。

事務局 　小田原市の委託事業という名前のもとに、収集しているということで行っています。

委員 　収集するのはよいのだけれど、要するに提供者の承諾をどういう風にするかですよ。委託事業者がまず取得して、それを市や外部に提供するか内部に提供するか、最初からもう市の情報ですという風に言って承諾を取っているのかですね。

事務局 　基本的には委託事業でしたら、通常この事業は小田原市の委託事業ですというところ

の注意書きがあるはずですが。

会 長 市の個人情報の管理の仕方に、ただ問題があるというだけの話かもしれませんね。その管理をしっかりとやれば、この委託先がこういう風に行ってもよいという話なのかもしれません。

委 員 要は委託契約の話ではないかなと思うのです。諮問案件なのだからちょっと疑問です。

事務局 今言われているように、基本的に、ここの扱っている個人情報がどうやって管理しているか、市がどういう風に絡んでいるのということが、どう整理されているのかというところがはっきりしないといけません。ただそこは、多分委託契約上のところで一般的にはうたっているはずなのですから。

会 長 委託先が取得した情報については実施機関が自らアクセスできたり、管理できるような体制が整えられることを条件によいと言うぐらいなら、良いような気がしないでもないです。それで、委託にあたってはこういう情報が洩れることのないように、しかるべきちゃんとした措置を契約上明記してくださいみたいな。市が情報を持ってくださいというところを言ってよいかどうか分からないですけど、それがないと駄目だよと言ってよいのかどうか分からないですけども。

事務局 それは現在の事業形態から言うと難しいのではないかと思います。

会 長 10月から基本的には始めたいということなのですね。

事務局 そうですね。

審議の関係の中で、個人情報の取扱いという不明な点があり、それについては適切な対応をしてもらおうという条件で、オンライン結合については承認するという形をとっていただければ、こちらの方も別の切り口で所管の方に指導できるかと思っております。

委 員 その条件というのは、どんな内容ができるのですか。大雑把に管理していただきたいという部分なのか、個人情報事務取扱登録簿に載せていただきたいという部分なのか。

会 長 少なくとも、登録簿に載せてもらえばちゃんと責任を持って行うのではないかというのがありますよね。

付帯意見をつけて採決するならどのようにしましょうか。

事務局 基本的な前提として、市の情報だという認識は持たないといけないと思っています。

会 長 あまり先走って結論を出してしまうよりも、全庁的に同じ様なことはないのですかね。そこでもう考え方が整理されているなら、それに乗った方がよいのだと思います。こういう事例はここだけですということになるのだったら、ではこれが正しい解なのではないかということが出てくるのかもしれませんが。あとは、実際に行っている自治体がありましたよね。

事務局 はい。

会 長 そこも同じ形式なのかどうかですね。システムの契約自体受託先が行っていて、取得した情報については市の方には全く提供しておらず、市の人もアクセスできない状態で本当に行っているのかどうか、その辺も確認してもらって、もう1回諮問するならその方が、間に合うのであればよいかもしれません。10月1日開始が絶対ですか。

事務局 多分、ここで承認されなければ契約を結ばないということになると思います。

会 長 次の審議会はいつになりますか。

事務局 12月くらいを予定しております。

委 員 オンライン結合の部分を除いて考えた時に、委託事業者が行っていたことは、今までずっと行ってきたことで変わらない訳ですよ。

事務局 そうですね。

委 員 ここでオンライン結合という問題点みたいなのが出てきたので、諮問しますという話になったのですよね。

事務局 そうです。そもそも委託体系は変わらないですけども、今まで委託事業者が市立病院の前にある総合医療会館で使っていたデータを、クラウドサービスで使いたいというのでここに諮問をかけるというところです。

委 員 それで出た分はオンライン結合には該当しない諮問というものなので、それで事務事業にストップではないけれど、何か進行を妨げるような形になっていくというのがどうなのかなと個人的には思いますね。

事務局 もし今もおっしゃっていただいたように、ここでの諮問は小田原市の情報として扱って、単にクラウドサービスを使うというだけの諮問を整えてもらえるのであれば、そこが妥当かどうかというのを判断してもらいたいです。

委 員 前提の部分は整理されていないのですけれど。

事務局 きちんと整理されているのが条件だよというようなものを、条件というか、条件付けをしてもらえるならそこを事務局の方で確認して、こういうような契約書を結ぶ、こういうような取り扱いをすると指導しますし、先ほど登録簿に載っていなかったのが登録簿に必ず載せるように指導したいと思います。

会 長 先程もおっしゃっていたのですけれど、今までもやっている話で、そのところは何も変わらないのだけれど、委託先がただ外部サーバーに情報を入れるというだけの話なので、そもそもの話のところをきちんと行ってくださいというだけの付帯意見をつければよいのかもしれないですね。それで、委託するんだったら、そのそもそものところをまずきちんとしてからにして、そこがきちんとしていないなら委託するのはやめてくださいとして、そもそもは委託先の話ではなくて、市の話ですということですね。

事務局 そうですね。

委 員 今の説明だと今までと同じことをやるのだけれども、市の方はもう丸投げにして、委託される方もそういう話し合いはきっちりして、それでやり易いという風な説明の感じを少し受けました。でも、しっかりする方の所管が市の方なので、そここのところを今会長がおっしゃったように、双方がやりやすいような、事業を行う人たちで話し合った方がやり易いし、丸投げだとは聞こえたのですが、出発のそもそもの話がしっかりしていればよいかと思います。

会 長 委託先が収集管理している情報については、実施機関がそれをどう管理するかについて、整理ができた上で委託してくれと言いたいわけです。そのことの確認は、事務局にお任せすることでよいと思います。ただし、10月1日までその整理がきちんとできれば委託していただき、それでどう整理したかは次の時に報告だけはしていただきたいです。

事務局 分かりました。

委 員 今回のことで対象者の障がいのある方々に負担はかからないですね。

事務局 はい。市の管理体制の話になります。

会 長 それでは、一応、そういう整理ができた上で委託してくださいということにします。委託先が外部サーバーに情報を預けることについては、審議会としては問題なく、付帯意見付きの承認ということによろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 それでは、諮問事項アはそのようにします。

会 長 次に、諮問事項イ、総務課所管の「個人情報保護法の改正に伴う（仮称）小田原市個人情報保護法施行条例の主な規定に関する基本的な考えについて」を審議します。事務局の説明を求めます。

<総務課石塚副課長が諮問資料に基づき説明>

会 長 それでは、事務局に説明に対して、委員の皆様からご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにし、審議に入ります。
諮問事項イについて、ご意見いかがでしょうか。

各委員 (意見なし)

会 長 これは答申として、不適當と考えられるものというのか妥当であるというのか、どちらかよくわからないのですが。

事務局 こちらとしてはこの形で進めていきたいと考えていますので、それでよいかどうかですね。

会 長 委員の皆様の方で妥当だと考えるとするか、不適當と考えられるものはないという消極的な話にしておくか。いつもは承認・不承認ですよ。基本的な考え方で意見を聞くというもの、承認・不承認でよいのですか。あとは概ね妥当であるとか、そのようなものでよいですか。

事務局 はい。

会 長 他にご意見ございませんか。
それでは、諮問事項イは概ね妥当とします。

会 長 次に、議題（３）報告事項の「ア令和４年度の個人情報取扱事務登録簿について」報告をお願いします。

<事務局が報告資料１に基づき説明>

会 長 それでは、事務局の報告について、質問等ありますでしょうか。

委 員 1つは実施機関のところの小田原市土地開発公社がないのですけれど、土地開発公社は事務登録の方はないということなのではないでしょうか。

事務局 今まで登録簿には載せてない状況になりますので、これは土地開発公社に確認して修正したいと思います。

委 員 あともう1つ、廃止とありますが、どの状態が廃止というのですか。事業をやらなくなったから廃止なのですか。

事務局 事務事業をやらなくなったから廃止という場合もありますし、基本的にはその個人情報を取扱い事務がなくなれば廃止ですね。

委 員 開示請求なんかでは、特に利用するというのであれば、実施機関が保有している期間は登録簿にして存在している必要があるのかなとちょっと考えたので、それで少し質問したんですけれども。

事務局 事務そのものがなくなったという場合には廃止をしているのですけれども、ただ情報的には確かに保存期間がありますので、その事務が廃止されているものの、保存期間が満了するまではその事務で使っていた個人情報は保存されていますし、開示請求の対象になります。ただ、事務登録簿としては廃止しているという形になります。

委 員 登録簿の数ではなくて、ということですか。この登録するというのは、登録簿がある数ということではないということでしょうか。

事務局 基本的には現年で取り扱っている事務の数です。個人情報の事務の数というようなものです。

会 長 前年度中に事業を廃止したのがご説明にある廃止の数なのですよ。

事務局 そうです。

会 長 事業をやめても情報を扱っているはずだからという話ですよ。

委 員 例えば事業をやめて5年後に書類がなくなりました。5年後に無くなったというのを、そちらの方でそこから登録簿を外すとかという時に、その時点というのは把握ができるのかなと少し思ったのです。

事務局 確かに、今までは事業として扱っているものだけを登録をしていたので、データは残っているんだけど、前年度に事務をなくしたら事務登録簿としては廃止しています。

会 長 それでよい気がしますが。ただ、自分の情報を開示する時に、検索の便宜として登録簿を使うのですよね。この登録簿自体は綴ってある訳ですか。

事務局 綴っています。

会 長 事業を廃止しても綴ってある訳ですよ。保存年限が経過するまでは、見られるようになっているのですか。

事務局 今までの運用では、廃止したものは取り外しています。

会 長 だけど、開示請求があれば除いていたとしても、登録簿の廃棄年度と個人情報の廃棄年度というのは失すのですか。去年事業をやめましたが、その時点で取扱いの登録簿ができています。その帳簿は保存期間経過するまで保管しておきます。だけど、事業で使っていた情報そのものはどこで消すのですか。

委 員 文書保存期間というのが、文章の内容に5年とか10年とかある。それがあると思うので、その期間は市の倉庫に置いてあると思うのです。

会 長 帳簿の保存期間もあるし、事業をやっていく過程で出てきた書類の保存期間もあるし、管理していたデータベース等を廃棄するのは知りませんが、ある状態にある期間というのはまた違ってくるのでしょうか。

事務局 そうですね。ここの事務登録簿からは廃棄したけれども、情報とか資料的には保存が満了するまでは保存しているということになるので。

会 長 それで、この廃止は単純に事務についてですね。

事務局 その事務をやめた場合には、廃止するというものです。

会 長 やめた時にはというと、その登録簿を外すということですよ。登録簿を外した数がこれなのですね

事務局 はい。今までそういう運用をしてきたということで、保存期間があって情報があるのだけれども、事務として何年前に何があったかというのは、どういう事務をやっていたかというのはそこでもう見られなくなります。

会 長 分からなくなってしまうというのは確かにあるのですね。

事務局 厳密に言うと、そういうことです。

会 長 他にいかがでしょうか。よろしければ質疑を終わりにします。
次に、「イ令和3年度個人情報保護制度の運用状況について」報告をお願いします。

<事務局が報告資料2に基づき説明>

会 長 それでは、事務局の報告について、質問等ありますでしょうか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。
次に、「ウ令和3年度個人情報事故等の状況」報告をお願いします。

<事務局が報告資料3に基づき説明>

会 長 それでは、事務局の報告について、質問等ありますでしょうか。

委 員 医事課の件数が多いですね。この1年間で6件あるのだけれど、それも委託業者という事ですよね。先ほど委託業者の情報は市の情報だとおっしゃっていましたね。やはり多いような気がするのですが、中々改善が難しいところなんではないでしょうか。

事務局 窓口での渡し間違いですとか、そういうものが毎年多いので、改善できないのか、ダブルチェックは本当に行っているのかという注意喚起はしているのですが、医事課の方としても再発防止に向けてはその都度努めているという回答にはなっています。

委 員 件数は減っているのですか。

事務局 件数は横ばいです。結局、個人情報の取り扱っている件数が多いので、どこかではミスが出るというのはある程度はしょうがないところですが、基本的には医事課の方も指導はしているところです。

委 員 委託業者なので、実際窓口でやられている人の経験年数とか、そういうものに対する注意喚起等がどの程度行き渡っているのか分からないですけど、私もこのところわりと病院に行くことがあって、窓口はやはり結構混んでいますよね。だから、ミスが起こるといのは、ある程度は仕方がないのかなとは思いますが。ただ、病院なので注意すべき情報が多くあります。もう少し努力というか、ミスがなくなるように注意喚起をもっと行っていただくことができないものかと思いました。

会 長 因みに、何か事故が起きた時の報告の仕組みは決まっているのですか。

事務局 総務課に報告書を提出することになっています。

会 長 その報告を受けてしっかりしなさいといった回答をするのですか。

事務局 案件によっては詳細や再発防止策を聴きますし、年に1回は事故を起こした所管にヒアリングし、再発防止策が徹底されているかというような監査をしています。

会 長 そういうことを行っているのですね。

事務局 はい。

病院側でも、個人情報の取扱いのこういう様な委員会がありまして、そこに報告して改善策を検討しているそうです。

会 長 他にいかがでしょうか。よろしければ質疑を終わりにします。
それでは、議題（4）その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 特にございませんが、今回の会議録につきましては、事務局で草案を作成後、委員の皆様へ郵送させていただき、御確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開しますので、ご承知おきください。

会 長 それではこれもちまして、第86回小田原市個人情報保護運営審議会を閉会します。

第 86 回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

●次第

●諮問資料

- ・諮問事案書ほか

●報告資料 1

- ・令和 4 年度の個人情報取扱事務の登録状況

●報告資料 2

- ・令和 3 年度の情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書

●報告資料 3

- ・令和 3 年度に発生した主な個人情報事故の概要について